

# TAKAHARU 役場からのお知らせ

## No. 6

平成30年8月1日号

発行：総務課行政係 TEL:42-2112

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※本紙は、町ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.town.takaharu.lg.jp>

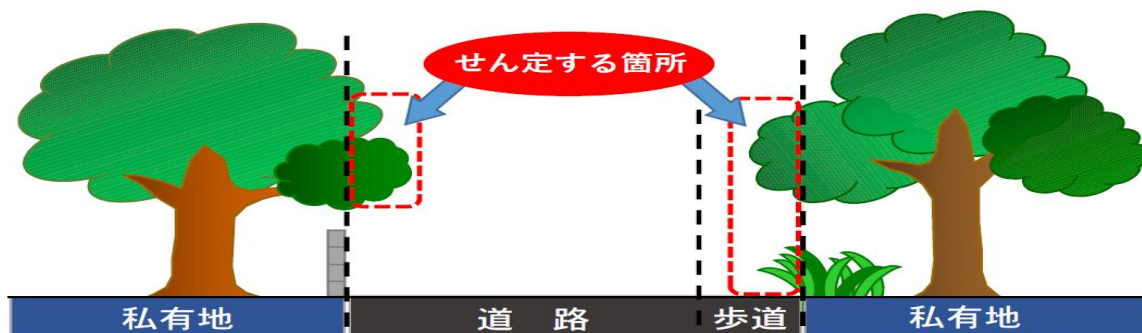
01

## 道路上にはみ出した庭木等の剪定について

私有地から道路上にはみ出した樹木等は、土地の所有者の方に所有権があるため、緊急時を除き、町で伐採や枝払い等はできません。

私有地から道路上にはみ出した樹木等が原因で事故等が発生した場合には、所有者が責任を問われることがあります。

歩行者、自動車等の安全確保と、道路の快適な利用のため、適正な管理をお願いいたします。



### 剪定作業を行う場合の注意点

- 高所での作業には十分に安全面での配慮をしてください。
- 電線や電話線が近くにある場合は、大きな危険を伴いますので、事前に管理をしている電力会社または、電話会社に連絡してください。
- 通行車両・自動車・歩行者の安全確保をしてください。
- 作業により、道路の通行に支障がでる場合には、農村建設課へ事前に御連絡ください。

お問い合わせ先：農村建設課（担当：田中 伸一郎（たなか しんいちろう））

TEL：0984-42-4959

02

## 活動期の蜂への注意について

夏から秋にかけて、蜂は活動期に入り攻撃的になり易いため、人を刺す危険性が高まります。特にスズメバチは攻撃性と毒性が強く、刺された時の人体への影響は甚大で、命を落とす危険性もありますので注意しましょう。

### ● 蜂に刺されないための予防

- (1) 蜂の巣には、絶対近づかないようにしましょう。
- (2) 蜂を追い払う（手を振り回す）などの大きな動作は、蜂を刺激してしまう恐れがあるので行わないようにしましょう。近寄ってきたら、ゆっくり後ろへ下がって避難してください。
- (3) 草取りなど屋外で過ごす場合は、蜂が反応しやすい黒い服の着用や香水の使用を控えて、なるべく白い服や帽子等を着用しましょう。

●蜂に刺された場合の対処方法

- (1) 巣の近くで刺された場合は、姿勢を低くして速やかにその場所を離れましょう。
- (2) 針が刺さっている場合は針を抜き、傷口をつねるなどして、毒を絞り出しましょう。毒は絶対に口で吸い出さないでください。
- (3) 傷口を流水ですすぎ、すぐに冷やして、市販の薬で処置しましょう。
- (4) 大量の蜂に刺された場合や体調に異変がある場合は、すぐに病院で診察を受けてください。

●蜂の駆除

蜂の駆除については、土地建物の所有者・管理者が、専門の駆除業者に依頼してください。

お問い合わせ先：町民福祉課（担当：石ヶ野 慎也（いしがの しんや））  
TEL：0984-42-1067

03

## 荒迫地区に整備した住宅用地の第2期分譲を行います

子育て世代などの移住・定住を促進し、町の活性化を目的とした住宅用地の分譲を行います。分譲する住宅用地は、高原町大字広原字荒迫地内に整備した4区画です。

●分譲する区画の概要及び価格

区画番号	所在地	地積 (㎡)	分譲価格 (円)
6	高原町大字広原字荒迫 4946 番 348	452.32	2,309,000
7	高原町大字広原字荒迫 4946 番 349	446.67	2,280,000
8	高原町大字広原字荒迫 4946 番 350	437.74	2,234,000
9	高原町大字広原字荒迫 4946 番 351	470.18	2,400,000

●申込人の資格等

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する職員に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 家族構成が申込人を含め2人以上であること。
- (4) 平成30年4月1日時点の年齢が20歳以上かつ50歳未満であること。
- (5) 自ら居住する住宅を建築するために住宅用地を必要としていること。
- (6) 本町又は住所地の市町村税等の滞納がないこと。
- (7) 申込人及び同居する者が高原町暴力団排除条例(平成23年高原町条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

●申込み方法等

- (1) 申込みに必要な書類  
ア 申込人及び同居しようとする全ての者の住民票の写し  
イ 申込人の本町又は住所地の市町村税等の滞納がないことを確認できる証明書  
ウ 申込人の所得証明書  
エ 申込人及び同居予定者(※年齢20歳以上)の誓約書
- (2) 申込受付期間 平成30年8月10日(金)から平成30年9月10日(月)まで
- (3) 申込受付場所 まちづくり推進課(地域創生戦略室)

●注意事項等

- (1) 募集要項及び申込書を平成30年8月1日(水)からまちづくり推進課で配布しますので、事前に請求してください。
- (2) 申込みは、1人につき1区画とし、同一区画に多数の申込みがあった場合は、抽選になります。
- (3) 分譲の手続、条件等の詳細については、募集要項又は高原町ホームページを御覧ください。なお、御不明な点は電話にてお問い合わせください。

お問い合わせ先：まちづくり推進課（担当：田原 修司（たわら しゅうじ））  
TEL：0984-42-2128

- 対象者 年度内に65歳以上になる方（対象者には後日、受診券を郵送いたします。）  
 ※人間ドックや病院等で検査を受ける方や、受診券「不要」の連絡をいただいた方には、受診券を発行しておりませんのでご了承ください。

- 検診日程表 ※どの会場でも受診できます。（日曜日を1日設定しております。）

期日	午前	会場	午後	会場
8/17 (金)	9:15～9:30	吉田正弘様宅	13:30～13:45	川平多目的研修集会施設
	9:45～10:15	下後川内多目的集会施設	14:00～14:30	上後川内地区多目的活動施設
	10:30～11:00	J A 後川内出張所	14:45～15:00	留山商店横
8/20 (月)	9:15～9:35	越農業構造改善センター	13:30～14:00	出口農業構造改善センター
	9:50～10:30	鹿児島山農業構造改善センター	14:15～14:35	横折ゲート場横
	10:45～11:25	J A 出口出張所	14:50～15:30	ほほえみ館
8/21 (火)	9:15～9:55	西広原活性化センター	13:30～13:50	下広原公民館
	10:10～10:50	上広原地区多目的活動施設	14:05～14:20	鹿嶋武男様宅前
	11:05～11:35	下広原構造改善センター	14:35～14:55	鹿嶋商店前
8/22 (水)	9:15～9:45	山本組前	13:30～13:50	東義光様宅
	10:10～10:30	並木児童館	14:05～14:35	蒲牟田活性化センター
	10:45～11:05	J A 高原支所	14:50～15:10	松野建設前
			15:25～15:45	希望の店倉庫前（※柳町）
8/23 (木)	9:15～9:35	佐土公民館	13:30～13:50	小塚活性化センター
	9:50～10:10	旧鳥丸様倉庫前	14:05～14:25	中平公民館
			14:40～15:20	ほほえみ館
8/24 (金)	9:15～9:45	祓川神楽殿	13:30～13:50	旧皇子バス停
	10:00～10:30	湯之元温泉前	14:05～14:45	北狭野神武ふるさと館
	10:45～11:05	蒲牟田活性化センター	15:00～15:15	花堂むらおこしセンター
8/26 (日)	9:15～9:35	上後川内地区多目的活動施設	13:30～13:50	鹿児島山農業構造改善センター
	9:50～10:10	下後川内多目的集会施設	14:05～14:25	出口農業構造改善センター
	10:25～10:40	川平多目的研修集会施設	14:40～15:30	ほほえみ館
8/27 (月)	9:15～9:30	瀬戸山文男様宅前	13:30～13:45	養護老人ホーム 峰寿園
	9:45～10:15	下村移家畜検査場	14:00～14:40	畜産試験場前
	10:30～11:00	森山自動車前	14:55～15:10	常盤台活性化センター
			15:25～15:40	スクールバス停前
8/28 (火)	9:15～9:45	湯之元集落センター	13:30～13:50	西広原活性化センター
	10:00～10:15	祓川神楽殿	14:00～14:15	上広原地区多目的活動施設
	10:30～11:00	北狭野神武ふるさと館	14:30～14:45	下広原構造改善センター

※ネックレス、エレキバン、金属やプラスチックのついている下着は、事前にはずしてください。



お問い合わせ先：ほほえみ館（担当：下村 美樹（したむら みき））  
 TEL：0984-42-4820

- 日 時 平成 30 年 8 月 19 日（日）午前 8 時 30 分～11 時 00 分
- 場 所 高原町中央商店街
- イベント

- ・朝イチ得トク抽選会

- ・青年団プロデュース企画

（ちびっこプール、スイカ割り大会、スイカ早食い・ラムネ早飲み競争）

- ・学生限定！手作りブレスレットプレゼント



お問い合わせ先：まちづくり推進課（担当：奥山 裕佳（おくやま ゆか））

TEL：0984-42-2115

夏季の熱中症事故は毎年発生しており、特に気温の高くなる今からの時期に多く発生しています。つきましては、農作業の際は下記のこと十分に留意されますようお願いいたします。

- 日中の気温の高い時間帯を外して作業を行いましょう。

日中の草刈りなどは避けましよう。

- こまめな休憩、水分補給を行いましょう。

のどが渴いていなくても 20 分おきにコップ 1～2 杯ほど水分補給をしましよう。

- 単独作業を避けましよう。

作業は 2 人以上で行うか、時間を決めてお茶を運び合うなどして、定期的に異常がないか確認し合うようにしましよう。

- 高温多湿の環境を避けましよう。

- ・作業場所には日よけを設けるなど、できるだけ日陰で作業をするようにしましよう。

- ・ハウスなどの施設内では、断熱材を使用したり、風通しを良くしたりするなどして気温や湿度が高くなりすぎないようにしましよう。

お問い合わせ先：農政畜産課（担当：吉元 翔平（よしもと しょうへい））

TEL：0984-42-5132